

個人番号カード申請手続の相談会を開催します

マイナンバー制度については、これまでも広報を通じてお知らせしてきましたが、いよいよ個人番号が記載された「通知カード」の発送が始まりました。

「通知カード」は、平成27年10月下旬から11月末までに、日本に住民登録しているすべての方に郵送されます。(簡易書留で世帯主宛となります。)

今回郵送される「通知カード」は、あくまでも本人に「個人番号」をお知らせするためのものです。

「個人番号を証明する書類」として利用することができますが、本人確認の際の身分証明書としては利用できません。

一方、「個人番号カード」は、氏名・性別・生年月日・住所が記載され、顔写真付であるため、法律上義務づけられている本人確認の際の身分証明書として利用することができます。また、「個人番号カード」は行政だけではなく民間での利用も可能であるため、将来的にもさまざまな使い道が検討されています。

「個人番号カード」の交付を希望する方は、「通知カード」が郵送された際、「個人番号カード」の申請書と返信用封筒が同封されていますので、記入漏れのないよう確認のうえ、郵送申請してください。(郵送以外にも、スマートフォンやご自宅のパソコンを使ってオンライン申請することができます。詳しくは、同封されたパンフレットをご覧ください。)

※当面の間、手数料は無料です。

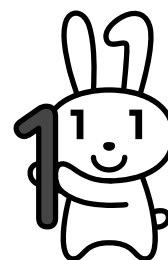
また、村では下記の日程で「個人番号カード申請手続の相談会」を各地区で開催します。申請にあたりご不明な点のある方、不安なので内容を確認してほしい方などは、ぜひこの機会を利用ください。

月 日	地 区	場 所	時 間
11月19日(木)	牛 滝	牛滝地区交流促進センター	午後 4 時00分～午後 5 時30分
	福 浦	ふ れ あ い セ ン タ ー	午後 6 時00分～午後 7 時30分
11月20日(金)	長 後	長後地区生活改善センター	午後 4 時00分～午後 5 時30分
	磯 谷	磯谷地区漁民研修センター	午後 6 時00分～午後 7 時30分
11月24日(火)	矢 越	矢越地区生活改善センター	午後 5 時30分～午後 7 時00分
11月25日(水)	川 目	川目地区生活改善センター	午後 5 時30分～午後 7 時00分
11月26日(木)	原 田	原田地区生活改善センター	午後 5 時30分～午後 7 時00分
11月27日(金)	大佐井 古佐井	アルサスPR広場	午前 9 時00分～正午 午後 5 時30分～午後 7 時30分
11月29日(日)	全地区	役場 住民福祉課 窓口	午前 9 時00分～正午

※上記以外でも、個人番号に関する相談は、住民福祉課窓口で随時受付します。

「個人番号カード」を申請する際、顔写真が必要となります

- 最近 6 カ月以内に撮影したもの
- 写真サイズは(縦4.5cm×横3.5cm)
- 正面、無帽、無背景のもの
- 裏面に、氏名、生年月日を記入してください



簡易書留のため不在の場合「通知カード」は配達されません。「簡易書留ご不在連絡票」(マイナンバー専用)が届いたら、速やかに郵送・電話・ファックスで再配達の手続きをとってください。また、日本郵便のホームページ上でも、再配達の受付をすることができます。

(<http://www.post.japanpost.jp/lpo/mynumber/index.html>)

「通知カード」は郵便局で保管期間(1週間)経過後、村へ返戻され3ヵ月間保管することになります。11月末を過ぎても届かない場合は、担当まで電話連絡をお願いします。村に保管されていることを確認後、本人確認を行ったうえで窓口交付します。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：熊谷、宮澤